

香川県立文書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年2月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第3号

香川県立文書館規則の一部を改正する規則

香川県立文書館規則（平成6年香川県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(休館日)</p> <p>第6条 文書館を利用することができない日（以下「休館日」という。）は、<u>次の各号（自習コーナーにあっては、第2号を除く。）に掲げる日とする。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(休館日)</p> <p>第6条 文書館を利用することができない日（以下「休館日」という。）は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（次号において「休日」という。）に当たるときは、その翌日）</p> <p>(2) 休日</p> <p>(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>(4) 資料整理日（1年につき10日を限度として館長が指定する日をいう。）</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。